

予防接種

ポリオ予防接種の変更
についてのお知らせ



生後3か月から12か月までに初回接種しましょう

ワクチンは皮下に注射する皮下接種となりました。

●4回の接種が必要です

生ポリオワクチンは2回接種でしたが、不活化ポリオワクチンは原則生後3か月から12か月までの間に、初回接種として20日以上の間隔をおいて3回、追加接種として初回終了後6か月以上の間隔をおいて1回、合計4回の接種が必要です。町では、約1年後に追加接種の個人通知を行う予定です。

生ポリオワクチンを1回飲んで2回目を飲んでいない人は、残り3回の不活化ポリオワクチンの接種が必要です。

海外などですでに不活化ポリオワクチンを1〜3回接種されている人は、不足分の接種を受けることができます。

●通年接種が可能になりました

生ポリオワクチンによる定期接種は春・秋に実施されていましたが、不活化ポリオワクチン導入後は、通年で接種できるようになりました。

町で実施する集団接種のほか、町外での個別接種も可能です。希望する人は、町総合保健福祉センターまでお問い合わせください。

■不活化ポリオワクチンを導入

町総合保健福祉センターで実施している定期予防接種に、10月から不活化ポリオワクチンを導入しました。

不活化ポリオワクチンとは、ポリオウイルスを不活化し、免疫を作るのに必要な成分を取り出して、病原性をなくして作ったものです。従来の生ポリオワクチンとは違い、ポリオと同様の症状（手足のまひ）が出るという副反応がありません。

■接種方法が変わりました

●経口接種から皮下接種へ

生ポリオワクチンは口から飲む経口接種でしたが、不活化ポリオ

農機具導入補助

■平成24年度追加要望と平成25年度新規要望を募集します

町では、甲佐町農機具導入補助について、平成24年度追加要望と平成25年度新規要望を次のとおり募集します。

●募集期間

10月1日（月）〜31日（水）

●提出書類

- ・要望調査表（町産業振興課に備え付けてあります）
- ・参考見積書
- ・導入する農機具のカタログ

●対象要件など

【補助率】

補助対象経費の10分の4以内（280万円を上限とする）

【補助対象事業者】

- ・町内で農業を営む生産者集団（受益戸数は3戸以上で、認定農業者を1戸以上含む）
- ・農業生産組合
- ・集落営農組織
- ・農業生産法人など（農業経営を行う法人）

【補助対象内容】

- ・農業経営に必要な農業機械およびその周辺機器（施設は対象外です）

【要件】

- ・熊本県特定高性能農業機械導入計画の農機具の機種ごとの利用規模に見合った性能であること
- ・組織および運営の規約の定めがあること
- ・導入機械の事業費が1機種30万円を超えていること
- ・稼働実績がないもの
- ・次期機械更新のための更新準備金として、積立を実施する組織であること

農機具導入補助
要望を募集します



対象要件などを確認の上申請してください

※平成24年度の追加要望については、当初予算の残額での対応になります。予算の残額を超える場合は、平成25年度での対応になります。

史跡「陣ノ内館跡」 発掘調査レポート#27



「陣ノ内館跡」のかぎ型に曲がる堀

地名で分かる昔の様子

今月号では、8月までに行なった地名の聞き取り調査の成果をご紹介します。

今ある地名の多くは、山や川などの自然地形や土地のいわれ、伝承などにまつわる名称がつけられています。従って、私たちが何げなく使っている住所には、その土地の成り立ちや歴史が詰まっております。地名を調べることで昔の様子を想像することができます。

聞き取り調査で得た成果

今回調査した地域は、「陣ノ内館跡」とその周辺で、地元下豊内区で生まれ育った人にご協力いただき、新たに2点の貴重な成果を得ることができました。

一つは、「みはりだい（おそらく見張台のこと）」という地名です。堀の外側、東側と北東側2か所で地名が残っていました。「館跡」は、北東側から尾根が地続きになっており、背面から攻められやすい構造をしていますので、その部分を監視する意味では、立地として非常に適しています。

もう一つは、「しもんきど（下ん木戸）」という地名です。「下」とは、緑川を中心にみて下流側を意味し、「木戸」は入り口を指すと思われる。ちょうど、「館跡」西側のがけ下に位置しており、ここに入り口があり、北西側からがけを登ったものとみられます。

現在稲荷神社がある部分の堀の形状は、熊本城などの入り口と同様にかぎ型で、がけ下から上り堀の中を道として使い、中心部に至った可能性は高いといえます。

今後も調査を継続

ただし、これらはあくまで伝承に基づくもので、今後も聞き取り調査を継続し、発掘調査で遺構（土地を掘削した跡など）が確認できれば、「館跡」の真の姿に近づくことができます。皆さんのご協力をよろしく願います。

町教育委員会社会教育課 ☎096-234-2447(内線324) ✉klg110@town.kosa.lg.jp

男性知事の育児休業が話題

今年6月に誕生した長男の育児のために、三重県の鈴木英敬知事は育児休業を取得し、男女共同参画社会の推進に大きくアピールし話題となりました。

「育児は大変で、母親業は偉大だと痛感する。県内の企業も、育児を取得しやすい環境をつくってほしい」と知事は話し、夫人は「当初はあてにしていなかったけれど、育児に積極的にかかわってくれたので、精神的な安心感も含め、助かっています」と話していました。知事は公務に支障がない範囲で数日、育児休暇を取得しており、「男女共同参画社会の推進に一役買いたい」と述べています。育児を取った首長は、広島県の

男性の育児体験を生かして男女共同参画



男性の育児参加が重要（写真はイメージ）

湯崎英彦知事や三重県伊勢市の鈴木健一市長の事例があります。

この首長自ら育児休暇取得を宣言することによって、県民などに「父親も育児をしよう」という考え方が浸透したり、自らの体験が男女共同参画の施策に生かされたりするなどの相乗効果を生んでいるところもあります。

男性の育児参加を呼び掛け

国においては、男女ともに育児・介護など家庭を大切にしながら、充実した職業生活を営むことができる雇用環境の整備が求められています。

例えば、男女を問わず子どもが3歳に達する日まで育児休業を取得でき、また、子どもが小学校に就学するまで育児短時間勤務ができるようにするなど、男性の育児参加が推進されてきています。

男女共同参画の推進のために、今後も男性の育児への参加を広く呼び掛けます。

お問い合わせ先

甲佐町男女共同参画社会推進懇話会（事務局・町住民生活課内）

☎096-234-1113
(内線102)

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線102) ✉klg106@town.kosa.lg.jp